

第 8 8 7 回 教育委員会会議録

日時 令和 7 年 2 月 1 9 日 (水)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分まで

場所 御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	大西 孝明
3 番 委員	勝又 英和	4 番 委員	萱沼 泉
5 番 委員	杉山 ゆかり	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長	
教育総務課長	教育施設課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	図書館調整監
西学校給食センター所長兼 高根学校給食センター所長	教育総務課副参事
教育施設課参事	学校教育課主席指導主事
学校教育課課長補佐	
社会教育課課長補佐	社会教育課課長補佐
スポーツ交流課長	スポーツ交流課課長補佐

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主事
----------	---------

議事

御教議第 1 号	令和 7 年度御殿場市一般会計当初予算について
御教議第 2 号	御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
御教議第 3 号	御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について
御教議第 4 号	学校医の委嘱について
御教議第 5 号	御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について
御教議第 6 号	御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部改正について

開会

教育長

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会2月定例会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

2 番 大西 孝明 委員 と、

3 番 勝又 英和 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

私立高校入試及び合格発表が無事に終了しました。3月4日・5日に行われる公立高校の入試で中学3年生の進路がほぼ決まることとなります。感染症などの不安がありますが、3年生は自分の進路決定に向け頑張っています。この経験がこれからの生活に生かされるはずです。

いよいよ修了式・卒業式を意識した生活となり、年度の総まとめの時期となりました。残された時間はわずかですが、子供たちがこの1年間の成長を実感し、達成感を持って年度末を迎えられるようにしたいと考えています。この時期の生活が、4月からの新しい環境で始まる生活に大きく影響していきます。

- 1月21日 校長人事評価面談
校長・教頭に後期の人事評価を伝えるとともに、1年間の振り返りや次年度の展望についての確認をしました。
- 1月22日 校長人事評価面談 園長会
- 1月24日 静東教育事務所所長・副所長面談
年度末人事の課題と、次年度の教育関連事業の重点についての説明がありました。充実した学校経営を進めるための人事配置等について、御殿場市としての要望を伝えました。
- 1月27日 部長連絡会 定例記者会見
- 1月28日 校長個々面談 御殿場市経済交流交歓会
富士岡小学校は令和6・7年度の市指定研究「授業改善」に取り組んでいます。先生方の意欲が伝わってきて次年度の本発表が楽しみです。
- 1月29日 歯科医師会新年会
- 1月30日 文部科学大臣優秀教職員表彰報告会
昨年度に引き続いて、本市の教職員が表彰されました。2年連続は大変光栄なことです。
受賞者 富士岡小学校 池田幸久主幹教諭
- 1月31日 県立高校の在り方地域協議会 庁議
御殿場市・裾野市・小山町にある、4つの県立高校の再編について協議を続けています。今回で3回目となり、県教委からある程度の具体的な方向性が示されました。
- 2月3日 部長連絡会 市制施行70周年記念事業実行委員会
初任者研修会 2市3町教育長会
3月22日に行われる市制施行70周年記念事業の内容がほぼ固まりました。教育委員の皆さんもぜひ70周年を祝っていただきたいと思います。

- 2月5日 園長会 空手全国大会出場市長表敬訪問
第19回全国中学生空手道選抜大会出場（中1女子組手）
御殿場中学校1年 麻畑 理桜さん 静岡県大会第3位
- 2月7日 市校長会 学校歯科医委嘱状伝達
- 2月10日 部長連絡会
- 2月11日 御殿場市表彰式
今年の受賞者は、功勞表彰7人、篤行表彰3団体、特別表彰1団体でした。長年にわたり学校医としてお世話になっている齋藤昌一先生が、保健衛生功勞者として表彰されました。
- 2月12日 ごてんばの富士山豆博士認定証授与式
1年を通して富士山学習に取り組んだ御殿場小・印野小6年生174人に富士山豆博士の認定証が贈られました。平成18年に始まったこの事業は脈々と受け継がれており、子どもたちが富士山について興味を持ち様々なことを学ぶ良い機会となっています。
- 2月13日 東部地区教育長会
- 2月14日 市議会臨時会 職員永年勤続表彰式
市議会議長・副議長と委員長・副委員長が新たに選ばれました。
議長 永井誠一議員
副議長 川上秀範議員
福祉文教委員長 小林恵美子議員
福祉文教副委員長 高村芳章議員
- 2月17日 部長連絡会 庁議
- 2月18日 教頭・主幹教諭・教務主任研修会 市防災会議
- 2月19日 市育英奨学生選考会 固定資産評価審査委員辞令交付式
園長会 定例教育委員会
奨学生には、大学への進学希望をしている4人から応募がありました。応募者が徐々に減少している傾向があります。

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

本日は、6件の議案を上程いたします。ご審議の程、宜しくお願い致します。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 1 号

令和 7 年度御殿場市一般会計当初予算について

教育長

それでは、御教議第 1 号「令和 7 年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。

教育部長

ただいま議題となりました御教議第 1 号につきましてご説明いたします。御教議第 1 号資料をご用意ください。

教育部が所管する一般会計は、幼稚園関係予算の一部を除く 10 款教育費となります。1 ページをお願いいたします。このページは、令和 7 年度御殿場市一般会計歳出予算要求額の一覧となっております。

ページの一番左の列の中ほどより少し下、赤く塗られている 10 款教育費の歳出予算は、令和 7 年度、83 億 9000 万円となり、前年度と比べて 20 億 6000 万円余、率にして 32.7% の増となりました。

増額の主な要因ですが、小中学校におけるタブレット更新のための購入経費や、新図書館の本体建設工事等になります。

次のページをお願いいたします。ここからは、令和 7 年度に教育部が所管する主要事業を掲載しております。本日は時間の都合上、主要事業に基づきまして、新規事業や前年度から変更があった事業について説明をさせていただきます。

それでは説明をします。

番号 158 は、特別支援学級に配置する補助者の増員を図るものです。

番号 159 は、通常学級に配置する発達障害児等支援補助者の増員を図るためです。

番号 163 及び 166 が、教育 ICT 環境の維持管理に要する費用です。

特に GIGA スクール構想に基づき整備した 1 人 1 台端末につきましては、令和 8 年 4 月から新しい端末に更新するため、小中学校の児童生徒、教員合わせて 7500 台の購入を予定しております。

番号 165 は、老朽化した御殿場中学校及び原里中学校の校舎改修に係る設計業務等に要する経費です。

番号 168 は、体育器具庫、改築に要する経費です。

番号 170 は、基本設計、実施設計及び整備予定地の造成設計等を実施する経費です。

番号 171 は、図書館の蔵書充実を図るため、及び新たな資料で、新図書館の充実を図る高めるための図書等の購入に要する経費です。

番号 172 は、新図書館等整備事業ですが、本体建設工事を令和 7 年 10 月末まで行うと共に、外構整備工事及び付帯工事、開館準備業務等を進めてまいります。

番号173は、更新から12年以上経過している移動図書館車の更新に要する経費です。

次のページをお願いいたします。

番号176は、市制施行70周年を記念して、文化芸術振興を図るとともに、郷土愛を育む機会を創出する市制施行70周年を祝う第九演奏会を開催するための経費です。

番号177は、市民会館大ホール舞台用電気設備の改修及び長寿命化等に要する経費です。

番号179は、西学校給食センターの改修工事等に要する経費で、5ヶ年計画の最終年度となります。

なお、4ページ以降には、10款教育費に関する予算書の詳しい内容を示す明細書を歳入と歳出に分けて添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第1号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

勝又委員

令和8年4月から7500台の端末を更新するとのことですが、今後どのようなスケジュールで更新をしていくのでしょうか。

教育総務課長

県の基金を通じて県単位で機器の調達をし、一斉に更新をすることになりました。大体5年で整備を更新するという市町が多かったため、令和2年度に整備した端末を、今回は5年で更新を行う予定です。次回の更新も同じように5年周期になるのではないかと考えています。

更新に伴う資金源といたしましては、次回の更新時も国庫補助がつけば、それを活用できればと考えております。

しかし、端末の調達全てを公費で行うかどうかは未確定になります。場合によっては、各家庭に一部を負担していただく可能性もあります。説明は以上になります。

教育長

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第1号「令和7年度御殿場市一般会計当初予算について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第2号 御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

教育長

それでは、御教議第2号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第2号につきましてご説明いたします。お手元の議案書2ページと御教議第2号資料をご用意いたします。

御教議第2号資料、1ページをお開きください。今回、改正内容のご審議を頂きたい例規は、市立幼稚園の園則です。

改正の背景としましては、令和5年度から玉穂幼稚園で満3歳児保育を行っているところですが、令和7年度で3年目となります。次年度の満3歳児の募集定員12名に対し、希望者多数のため、抽選を行うような状況です。

幼稚園教育を継続するため、引き続きどの園で何ができるかを検討する中で、原里幼稚園に新たに満3歳児保育を実施することができる素地があると判断いたしました。このため、令和7年度より、原里幼稚園においても満3歳児保育を実施するため、例規に追加するものです。

これまでの幼稚園の取組といたしましては、子どもの数全体が減少している中、より保護者のニーズに応えるべく、降園後の預かり保育の実施や給食の提供など、サービスの充実に努めてまいりました。

原里幼稚園で満3歳児保育を実施する経緯ですが、記載のとおり、満3歳児保育を実施するための条件がそろっております。

保護者の反応といたしましては、現在、令和7年度の募集人数12名に対し7名の希望があり、関心の高さが伺えます。

最後に、改正する例規の内容ですが、満3歳児保育の実施園に原里幼稚園を加えるもので、その改正は、2ページに改正文を、3ページ以降に新旧対照表を掲載してございますので、ご確認頂ければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第2号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

長田委員

今後、他の幼稚園が満3歳児保育を実施する可能性はあるのでしょうか。

教育総務課長

ほかの地区は、民間の保育施設が充実しているため、よりニーズのあった地区、今回は原里幼稚園に満3歳児保育制度を導入するものです。

森之腰や御殿場はニーズとしてはございますが、まずは人員の確保をしなければなりませんので、条件がそろい次第、満3歳児保育制度の導入を検討していければと考えております。

その中で、幼稚園の入園者数が減少している現状がありますので、幼稚園型のこども園に移行できるかどうかも含めて検討していければと考えております。

教育長

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第2号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第3号

御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について

教育長

それでは、御教議第3号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第3号について、ご説明申し上げます。議案書の4ページ及び御教議第3号資料をお願いします。資料は1、2ページが改正文、3ページ以降が新旧対照表です。

本件につきましては、令和7年度から、御殿場小学校及び御殿場中学校に特別支援学級のうち自閉症・情緒障害学級を新たに開設することに伴い、所要の改正を行うことについて、承認を求めるものです。

これまでの経過ですが、11月の定例教育委員会において、特別支援学級の新設及び通学区域の変更指定にかかる諮問についてご審議いただき、12月に御殿場市立学校設置審議会へ諮問し、同審議会からの答申を受け、1月の教育委員会協議会で答申の内容について報告させていただきました。

通学区域については、御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則において規定されておりますので、今回は、別表第2の特別支援学級の通学区域について、改正を行うものです。

それでは、資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左側半分が「現行の通学区域」で、右側半分が「改正案」となります。

まず、この表の左側半分の「旧」と書かれている「現行の通学区域」をご覧ください。左側の欄が学校名、真ん中の欄が知的障害学級の通学区域、右側の欄が自閉症・情緒障害学級の通学区域となります。右側半分の「新」と書かれている「改正案」についても同様です。この内容を踏まえ、改正の内容について説明させていただきます。

小学校についてですが、御殿場小学校の自閉症・情緒障害学級を新たに開設することに伴い、これまで東小学校の自閉症・情緒障害学級へ入級していた、御殿場小学校の校区に居住する児童は、御殿場小学校の自閉症・情緒障害学級に入級できるよう改正いたします。

続きまして、中学校についてですが、御殿場中学校の自閉症・情緒障害学級を新たに開設することに伴い、これまで西中学校の自閉症・情緒障害学級へ入級していた、御殿場中学校、高根中学校の校区に居住する生徒は、御殿場中学校の自閉症・情緒障害学級に入級できるよう改正いたします。

改正後の新しい規則は、令和7年4月1日から施行することとし、既に通学している児童生徒については、現在通学している学校又は改正後の規定による学校

のいずれかを選択することができるよう、経過措置を設けます。
説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第3号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

萱沼委員

経過措置期間はどのくらいでしょうか。

学校教育課長

1年間になります。

教育長

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第3号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第4号 学校医の委嘱について

教育長

それでは、御教議第4号「学校医の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第4号について、ご説明いたします。議案書の5ページ及び御教議第4号資料をお願いします。

本件につきましては、令和7年3月31日をもって退任される学校医の後任として、令和7年4月1日より委嘱する学校医について、承認を求めるものです。

具体的には、神山小学校学校医である安田敏男氏から退任の申し出があったことに伴い、御殿場市医師会より推薦がありました齋藤昌一氏に神山小学校の学校医を委嘱するものです。

内容説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第4号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第4号「学校医の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第5号

御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について

教育長

それでは、御教議第5号「御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について」を議題といたします。

社会教育課長

議案書6ページ、御教議第5号資料をお願いします。

「御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの、指定管理者の指定」について、ご説明いたします。資料の1ページをお願いします。

本案は、御殿場市指定管理者選定審査会の審査を受け、御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の候補者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に決定したことから、条例の規定により市議会の議決を求める必要があり、さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の議決が必要となる議案を作成する際は、教育委員会の意見を聴かなければならないものとされていることから、教育委員会の意見を求めるものです。

新御殿場市立図書館につきましては、「郷土を知り、学びを育み、相互につながる図書館」を将来像に掲げ、郷土資料館機能を併せ持つ魅力あふれる新図書館の整備を令和8年4月の開館を目指し、急ピッチで建設工事を進めております。

日本一の富士山のもと、市民が誇れる知と情報の拠点、人々の賑わいの場、様々な交流の場となるよう、カフェコーナーの設置、最新の情報資源や多様なプログラムを提供するなど、地域住民が自由に集い、学び合うことができ、その恩恵を享受できるような環境を備えた施設を目指しております。

一方、富士山市民のサロン けやきかんは、「市民が集う生涯学習と憩いの場」をコンセプトに令和3年4月6日に開館し、市民の生涯学習の拠点及び、主に中高生の学習スペースとして多くの市民から喜ばれ、利用されています。

この2つの施設は、生涯学習の拠点というキーワードで結ばれており、本を媒体に人と人を結びつけ、活動と憩いの輪を広げる重要な役割を担っております。本市では、両施設の効率的な管理運営を図ることを目途として、令和5～7年度を期間とし、両施設一体として指定管理者制度を導入させていただいております。

令和7年度の指定期間終了にあたり、令和8年度の新図書館開館後も一体的に管理運営を図るため、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間の期間として、指定管理者の公募を行い、令和8年度からの5年間の指定管理者を公募により選定しました。

それでは詳細につきましてご説明申し上げます。1の施設の名称、2の指定管理者は、記載のとおりです。

3の指定の期間でございますが、今回の指定管理期間は、令和8年4月1日か

ら令和13年3月31日までの5年間でございます。

続きまして1ページから2ページにかけて、4の候補者選定の経過及び結果について、ご説明いたします。公募期間は、令和6年11月12日（火）から令和6年12月13日（金）までを受付とし、現指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及びTRC・GSKパートナーズの2団体から申請書を受領しました。その後、令和7年1月29日（水）に御殿場市指定管理者選定審査会の審査の結果を受け決定したものです。

5は指定管理を行おうとするシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要です。会社の設立年月日は昭和61年11月1日、所在地は東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地、代表取締役は山田智治様、会社の事業内容は、給食業務、学童・放課後クラブ運営業務、図書館業務、人材派遣業務等です。事業実績といたしましては、社会サービス事業など、全国規模で事業を展開しております。本市においては、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間、現図書館及び富士山市民のサロンの指定管理者として同2施設を一体的に管理運営を行っていただいております。

6の施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨ですが、御殿場市立図書館については、2ページ下段から5ページにかけて11項目、御殿場市富士山市民のサロンについては、5ページ下段から7ページにかけて9項目わたってございますが、施設の設置目的に基づき、コストの縮減に努めながらも、施設の利活用の推進を図り、利用者にとってよりよい管理・運営を目指して取り組んでいくというものでございます。

最後に、今後の予定ですが、本案につきましては、市議会には3月24日開催の3月定例会最終日に上程させていただく予定となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第5号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

勝又委員

図書館の運営にあたって、図書館長の立場といった、指定管理者と御殿場市職員の関わりはどのようになっているのでしょうか。

図書館調整監

基本的な管理運営につきましては、委託という形で、指定管理者が行うという協定を結んでおります。

勝又委員

新図書館の管理運営はどのようになるのでしょうか。

社会教育課長

新図書館の管理運営につきましては、どのように行政が管理運営に関わっていくのか等、次年度調整を行う予定でございます。

長田委員

契約期間が新図書館の開館時期と被っていますが、今回の指定管理者は新図書館への引っ越しについては、関わらないのでしょうか。

図書館調整監

引越しや開館準備等は、別契約で指定管理者に委託する予定であります。

教育長

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第5号「御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第6号

御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部改正について

教育長

それでは、御教議第6号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

スポーツ交流課長

御教議第6号資料と議案書7ページをご覧ください。

「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱」の一部改正についてご説明します。6号資料の1ページをご覧ください。

1の改正の目的です。これまで、学校の体育施設の夜間開放で、体育館等を使用する際、使用する方は、体育館の鍵の受け渡し等の手続を支所などの窓口に行かなければなりませんでした。

来年度からスマートロックシステムを導入することにより、窓口に行かずに手続きができるようになり、使用する方の利便性の向上が図られます。また、これに伴い必要となる要綱の改正、併せて所要の改正を行うものです。

当システムの導入により、更なる市民のスポーツ振興及びデジタル社会推進「行かない窓口」が図られ、また、中学校の部活動地域移行の際に学校施設を使用するときにも役立つものです。

2の改正内容、(1)の手続き方法の変更です。5ページをご覧ください。現状、体育館等を使用される方は、市スポーツ交流課と支所等の窓口に行って、手続きや鍵の受け渡しを行うようになっています。

今回、学校体育館の入り口にスマートロックシステム対応のボックスを設置し、中に鍵を入れておき、予約時に体育館を使用する方に発行された暗証番号で鍵を受け渡しできるようにします。

また、スマートロックシステムを導入することに合わせて、デジタルによる登録・申請を整備し、一度も窓口へ行くことなく施設使用できるようにします。なお、システムを使用できない人も今まで通り使用できるよう、窓口での対応も継続します。

3の対象施設は、(卓球場、武道場を含む)小中学校体育館16施設です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第6号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

長田委員

学校の負担にならないやり方で導入をして欲しいと思うのですが、導入したことによって学校に負担をかけるようなことはないのでしょうか。

スポーツ交流課長

スマートロックシステムは、鍵をボックスの中に入れて、それを暗証番号で開けるようなシステムになります。スポーツ交流課でシステム管理を行いますので、学校の負担軽減に繋がる方法であると考えております。

萱沼委員

導入にあたって、どのくらいの費用が必要なのでしょうか。

スポーツ交流課課長補佐

システムを導入する際に、1機につき約5万円がかかりました。ランニングコストにつきましては、令和7年以降スマートロック使用料として、16校あたりの金額で46万9千円を計上しております。

教育長

ほかに質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第6号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部改正について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 2 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 4 5 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

3 番委員
